春日井市市勤労青少年ホーム運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市勤労青少年ホーム(以下「勤労青少年ホーム」という。)の円滑な運営を図るため、春日井市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、勤労青少年ホームの事業の運営について審議するとともに、 必要に応じ、市長に対し意見を述べる。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 利用者の代表者
 - (2) 学識経験者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員がかけた場合における補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項第1号の委員は、利用者でなくなったときに委員の職を解くものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

(雑則)

第7条 委員会の庶務は市民生活部勤労青少年ホームにおいて処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

- この要綱は、平成9年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。